

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和六年十月二十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和六年十月二十五日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小 島 孝 文

一 道路の種類 県道

二 路線名 菅谷寄居線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	大里郡寄居町大字富田字南柏田一四九番一地先から 同郡同町大字富田字南柏田一二三番三地先まで	区 間
一二・三七〇一三・六九	九・七八〇一三・六九	敷地の幅員 (メートル)
	六九・六〇	延長 (メートル)
	自転車歩行者道整備 工事のため	備 考